

大阪府情報公開審査会答申（大公審答申第415号）

〔 府道美原太子線立体交差化事業関係文書(騒音対策)不存在非公開決定審査請求事案 〕

（答申日：令和6年9月30日）

第一 審査会の結論

富田林土木事務所長が行った不存在による非公開決定は、妥当である。

第二 審査請求に至る経過

1 令和4年6月30日付けで、審査請求人は、大阪府知事(以下「諮問実施機関」という。)に対し、大阪府情報公開条例(平成11年大阪府条例第39号。以下「条例」という。)第6条の規定により、行政文書公開請求(以下「本件請求」という。)を行った。

2 府土木事務所長等の職にある職員に権限を委任する規則(昭和35年大阪府規則第21号)第11条の規定により大阪府知事から権限を委任された富田林土木事務所長(以下「実施機関」という。)は、行政文書公開請求書の記載からは公開請求に係る行政文書の特定ができないため、公開を求める行政文書を具体的に記載し、又は例を挙げるよう、条例第7条第6項の規定により、令和4年7月6日付けで同月20日を期限として補正を求めたところ、同月8日付けで補正書が提出された。

(本件請求(補正後)の内容)

主要地方道美原太子線立体交差化事業の基本協定書(平成28年2月16日付け)第12条第2項「前項の内、日照阻害およびテレビジョン電波受信障害ならびに列車の騒音・振動に起因するものは、協議の上、甲〔審査会事務局補足：大阪府〕乙〔同：富田林市〕が、工事の騒音・振動に起因するものは丙〔同：近鉄〕が、原則処理するものとする。」

基本協定書である中、令和4年近鉄線の電車が新しい高架上を走行するようになり、電車の接近、通過時の音(騒音)が高く、やかましく、生活の基盤が脅かされ、新たな騒音公害が生まれているものであり、正しく情報の開示を請求したものである。

なお、在来鉄道線路が仮線路に切り替えられた時には、同じ鉄道沿線の中でテレビの電波受信障害があったが、目に見えるものに対してはすぐに対応されたようではある。電車列車が新しい高架上を走行するようになり発生している騒音(轟音)である。生活の基盤が脅かされている。処理されたい。

3 令和4年7月20日付けで、実施機関は、本件請求に対し、条例第13条第2項の規定により不存在による非公開決定(以下「本件決定」という。)を行い、以下の理由を付して審査請求人に通知した。

(公開請求に係る行政文書を管理していない理由)

令和4年6月4日の上り線切替後の騒音測定は行っていないため、公開請求の対象となる行政文書は存在しない。

4 令和4年7月27日付けで、審査請求人は、本件決定を不服として、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第2条の規定により、諮問実施機関に対して審査請求(以下「本件審査請求」とい

う。)を行った。

第三 審査請求の趣旨

騒音測定結果を公開請求しているものではない。鉄道線路高架上を電車が走行するようになり、それに伴い新たな騒音(轟音)が発生しているために、その情報の開示、また、騒音発生に対する対応・対策を開示請求しているものである。

よって、平成28年2月16日に締結された甲-乙-丙の基本協定書第12条第2項にある、甲乙が協議された内容を開示されたい。

また、富田林市〇〇自治会第〇〇隣組に対して説明された近畿地方運輸局の指導文書―「現状〔審査会事務局補足：高架化前〕より騒音・騒音を低減させることが条件となっており」と説明された、その指導された条件の文書―も開示されたい。

第四 審査請求人の主張趣旨

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

1 審査請求書における主張

喜志―富田林間での鉄道高架化が完了、令和4年6月4日より電車が新しい高架上を走行(上り線 営業運転)するようになり、電車列車接近また通過時の高く強い音(騒音・通過音) また、やかましくなり、生活の基盤が脅かされ崩されて、新たな騒音の被害が生まれているものである。

電車列車の通過時の発せられている音(騒音)について、詳しく詳細に情報の開示と、それについて対応対策をされるべきものである。

2 反論書における主張

令和4年6月4日より高架上を電車が走行するようになり、その通過音(騒音・轟音)が高く響くようになり、また、やかましくなり、生活の基盤が脅かされ崩されているものであり、騒音測定の実施を早急火急に対応されたい。鉄道沿線最直近に居住する住民です。早急に騒音測定を実施され、その対応対策、見える対策、可視化・認識できる対策を樹立され、元の静かであった生活の基盤の取戻しをされたい。

平成29年5月〇〇日【工事説明会(〇〇町会〔自治会〕第〇〇隣組地元説明会)】より(抜粋)
(前段)

・ 今列車が走ってる。高架になった時、現状より騒音、音的には静かになるのですか。

* 運輸局等の指導で、今の在来の騒音より下げなさいという指針が出ています。

(高架橋)

・ 一般の市民からやかましいと言われれば？

* 今後の対策といたしましては、実績はあるのですが、音を消すような、細かい碎石をひいたりとかしているところもありますので、ご意見が出るのであれば対処いたします。

(高架橋―②)

* 高架に切り替えまして、列車が走ってあんまり音が変わっていないという意見が出れば、検討して、細かな小さな碎石をまいたりして、騒音を軽減する処置は計画するかと思います。

(工事中の騒音)

* 東側(旧170号国道方)の白いフェンス(塀)と同じ物を、西側(外環状線方)にもする。
等々、鉄道沿線最直近に居住する住民、全世帯に対しての最初で初めての工事・事業の説明会を開催いただき、全世帯がその工事事業の説明会を受けております。特に高架完了後の列車走行に伴う騒音等の削減等については、他地区・他線区等における鉄道高架化に伴う騒音対策等の事例等を交えて説明されたものであり、未だ当該地区、鉄道沿線最直近において、その対策等が放置されたままである。

本事業の説明会、何を意図とされ、何のため、何をもって説明されたのですか。「口から出まかせの説明会」であったのでしょうか。運輸局の指導、指針等を交えてご説明いただきました。運輸局の指針、指導等実施機関には文書として備え付けていないのですか。法律であるとも思います。また別途、総務省 行政相談(きくみみ大阪)からのお問合せにもお返事、お答えをいただいているように別途連絡を受領しておりますが、実施機関においては行政文書は不存在的なのですか。お教えいただければ幸いです。

3 口頭意見陳述における主張

上り線が高架化されたことにより、新たな騒音が発生している。地元説明会にて、騒音について意見があれば対処するといった発言があった。騒音測定を早急に実施し、対策をしてほしい。

4 意見書における主張

鉄道高架化工事・事業、当初の工事期間を大幅に過ぎ、未だ施工中である中、高架上を電車列車が走行・通過する中において、高架下部においては、遮音板(万能板)の設置ある中での騒音・振動調査「令和5年10月」、今回 回覧また配布いただいたパンフレット

【環境調査(騒音・振動測定)】結果について、今回の事後調査を比較し、立体交差化工事区間(大規模改良区間)において騒音や振動が工事前よりも改善できていることが確認できました。

記載されている騒音調査結果：大規模改良区間(平均値)である。

「在来鉄道の 신설又は大規模改良に際しての騒音対策の指針」大規模改良線

：【騒音レベルの状況を改良前より改善すること】である。

鉄道沿線最直近に住居を構える居住者に対し事業、工事の説明会(平成29年5月)、その席上において、近畿地方運輸局の指導【現状より低減させること】、すなわち「大規模改良に際しての騒音対策の指針」について説明いただいています。

工事・事業着工・着手前に事業者において事前に環境アセスを施行されているもの、今その数値を平均値で示され、改善できている。将来にわたっての生活環境である、大規模改良区間「平均値」ではない。鉄道沿線最直近に住居を構え日々の安心・安全な生活を維持するため、各測定地点における数値を知らされるべきである。

令和5年6月、鉄道高架完成式典を以て、新しく完成した高架上を日々毎日走行・通過しています。穏やかで平穏であった日常の生活が、電車列車の高架上を走行・通過する【騒音・轟音】にしいたげられています。いつまでもたっても対応・対策等が放置されたまま、居住権・基本的人権が侵害されています。

第五 実施機関の主張要旨

実施機関の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

1 弁明の趣旨

本件審査請求を棄却する裁決を求める。

2 弁明の理由

実施機関は審査請求人に対し、令和4年4月27日付けで高架工事着手前の騒音測定結果を情報公開している。また、これまでの行政文書公開請求における閲覧開示や問合せ等による面談の場を通じて、

- ・高架工事後の騒音測定は上り線と下り線の両方が高架化された後に行う
- ・騒音レベルの状況が高架化前より悪化した場合、騒音対策を講じる

ことを説明している。

このような経緯もあり、行政文書公開請求書の記載内容では請求されている行政文書の特定が困難であったため、条例第7条第6項の規定により補正通知を行ったところ、提出された補正書は行政文書公開請求書と同様の記載であったことから、現状の騒音の情報と特定したものであり、高架上を走行するようになってからの騒音測定を行っていないため、同年7月20日付けで不存在による非公開決定を行ったものである。

審査請求人は本件審査請求において、

- ・騒音測定結果を公開請求しているものではない。新たな騒音が発生しているために、その情報の開示、騒音発生に対する対策を開示請求している
- ・基本協定書第12条第2項の、甲乙が協議された内容を開示されたい
- ・近畿運輸局から指導された文書、また指示されたこと「現状より振動、騒音を低減させることの条件」を情報開示されたい

等と述べているが、行政文書公開請求書の記載はもとより、補正書からもこれらの文書の特定に至ることは極めて困難である。実施機関は、「高架化後の騒音測定結果」の文書の以外を特定することは不可能であることを強く申し添えるものである。

3 結論

以上のとおり、本件決定は条例に基づき適正に行われたものであり、何ら違法又は不当な点はなく、適法かつ妥当なものである。

第六 諮問実施機関の主張要旨

諮問実施機関の理由説明書における主張は、おおむね次のとおりである。

本件審査請求に係る実施機関の弁明について、諮問実施時において不合理な点はない。また、本件決定は条例第13条第2項の規定により適正に行われていることから、違法・不当はないものとする。

第七 審査会の判断

1 条例の基本的な考え方について

行政文書公開についての条例の基本的な理念は、その前文及び第1条にあるように、府民の

行政文書の公開を求める権利を明らかにすることにより「知る権利」を保障し、そのことによって府民の府政参加を推進するとともに府政の公正な運営を確保し、府民の生活の保護及び利便の増進を図るとともに個人の尊厳を確保し、もって府民の府政への信頼を深め、府民福祉の増進に寄与しようとするものである。

このように「知る権利」を保障するという理念の下にあっても、公開することにより個人や法人等の正当な権利・利益を害したり、府民全体の福祉の増進を目的とする行政の公正かつ適切な執行を妨げ、府民全体の利益を著しく害したりすることのないよう配慮する必要がある。

このため、条例においては、府の保有する情報は公開を原則としつつ、第8条及び第9条に適用除外事項の規定を置いたものであり、実施機関は、請求された情報が第2条第1項に規定する行政文書に記録されている場合には、第8条及び第9条に定める適用除外事項に該当する場合を除いて、その情報が記録された行政文書を公開しなければならない。

2 本件決定の妥当性について

行政文書公開請求書では「電車が新しく高架上を走行するようになり、電車の接近通過時の音(騒音)が高くやかましく、生活の基盤が脅かされ、新たな騒音公害が生まれている。正しく情報の開示をされたい」、補正書では「電車が新しい高架上を走行するようになり、電車の接近通過時の音(騒音)が高くやかましく、生活の基盤が脅かされ、新たな騒音公害が生まれているものであり、正しく情報の開示を請求したものと、同一と解される「行政文書を特定するに足りる事項」が記載されている。

これを基に、審査請求人が求めるのは高架化後の騒音についての情報と解し、騒音測定は上り線・下り線とも高架化された後に行うもので行政文書公開請求時には未実施であることから、当該行政文書は存在しないとして非公開決定を行った実施機関の判断に不自然な点は認められない。

以上のことからすると、本件決定は妥当であるというべきである。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、口頭意見陳述の場や意見書において、騒音対策の実施の必要性を種々主張するが、当審査会は行政文書公開請求に対する実施機関の公開決定等の妥当性について調査審議する機関であり、これらの主張について判断する立場にはない。

また、審査請求人は、審査請求書において公開を求める行政文書に具体的に言及しているが、実施機関が弁明するように、行政文書公開請求書及び補正書の記載からこれらにたどり着くことは極めて困難であると言わざるを得ない。この点、行政機関が適正な手続にのっとり行政活動を行うことが求められる一方、行政機関に対する申請等を行う側も、法定の手続にのっとり、適式に申請等を行う必要があり、これは、適正な手続にのっとり行政活動を行う前提となるものである。本件のように補正の求めに実質応じず、公開請求文書を「後出し」ないし「差替え」することは、実施機関をむやみに混乱疲弊させるものであり、審査請求人においては補正手続の段階において適切に応じるべきであったことを付言する。

4 結論

以上のとおりであるから、「第一 審査会の結論」のとおり答申するものである。

(主に調査審議を行った委員の氏名)

魚住 泰宏、的場 かおり、海道 俊明、近藤亜矢子